

《窓の断熱改修を申請》

D 窓、ガラスの性能証明書

原本

入手方法

内窓交換/ガラス交換（Ⅲ～Ⅴ、Ⅳ・Ⅴ地域リフォーム/Ⅵ地域リフォーム専用品）
 :対象となる製品に同梱
 ⚠ 同梱されていない場合は、メーカーに発行を依頼してください。
 外窓交換/ガラス交換（汎用品・二重窓リフォーム専用品）
 :メーカーに発行を依頼

⚠ 製品型番、製品番号、サイズ、対象地域区分が記載されたものを提出してください。

内窓交換

外窓交換

ガラス交換

（汎用品・二重窓リフォーム専用品）

このフォームは「内窓交換」の性能証明書のサンプルです。表紙には「性能証明書 内窓交換」とあり、製品型番と製品番号の入力欄があります。本文には「ガラス交換」の項目があり、ガラスの仕様（ガラス種別、ガラス厚、ガラス枚数）と断熱性能（U値）が記載されています。また、製造元と製造ロット番号も記載されています。

このフォームは「外窓交換」の性能証明書のサンプルです。表紙には「性能証明書 外窓交換」とあり、製品型番と製品番号の入力欄があります。本文には「ガラス交換」の項目があり、ガラスの仕様（ガラス種別、ガラス厚、ガラス枚数）と断熱性能（U値）が記載されています。また、製造元と製造ロット番号も記載されています。

このフォームは「ガラス交換（汎用品・二重窓リフォーム専用品）」の性能証明書のサンプルです。表紙には「性能証明書 (汎用品・二重窓リフォーム専用品) ガラス交換」とあり、製品型番と製品番号の入力欄があります。本文には「ガラス交換」の項目があり、ガラスの仕様（ガラス種別、ガラス厚、ガラス枚数）と断熱性能（U値）が記載されています。また、製造元と製造ロット番号も記載されています。

ガラス交換

（Ⅲ～Ⅴ、Ⅳ・Ⅴ地域リフォーム専用品）

ガラス交換

（Ⅵ地域リフォーム専用品）

このフォームは「ガラス交換（Ⅲ～Ⅴ、Ⅳ・Ⅴ地域リフォーム専用品）」の性能証明書のサンプルです。表紙には「性能証明書 (Ⅲ～Ⅴ、Ⅳ・Ⅴ地域リフォーム専用品) ガラス交換」とあり、製品型番と製品番号の入力欄があります。本文には「ガラス交換」の項目があり、ガラスの仕様（ガラス種別、ガラス厚、ガラス枚数）と断熱性能（U値）が記載されています。また、製造元と製造ロット番号も記載されています。

このフォームは「ガラス交換（Ⅵ地域リフォーム専用品）」の性能証明書のサンプルです。表紙には「性能証明書 (Ⅵ地域リフォーム専用品) ガラス交換」とあり、製品型番と製品番号の入力欄があります。本文には「ガラス交換」の項目があり、ガラスの仕様（ガラス種別、ガラス厚、ガラス枚数）と断熱性能（U値）が記載されています。また、製造元と製造ロット番号も記載されています。

※リフォーム専用ガラスの性能証明書はガラスに同梱されているラベルをメーカー指定の台紙に貼付したもの（メーカー指定の台紙を入手できない場合はA4普通紙でも可）

性能証明書は本制度のために定められたものです。

- ⚠ 《出荷証明書》、《製品証明書》、《品質証明書》などの書類では申請できません。
- ※1戸の住宅で3ヶ所の窓の断熱改修をした場合、製品番号の異なる3枚の性能証明書が必要となります。
- ※性能証明書が発行されている場合でも、工事期間などポイントの発行に必要な要件を満たしていない場合は申請できません。

《高断熱浴槽を申請》

H 高断熱浴槽の性能証明書

原本

入手方法

製品に同梱

⚠ 同梱されていない場合は、メーカーに発行を依頼してください。

⚠ 製品型番、製品番号、製品名等が記載されたものを提出してください。

性能証明書記載欄(2番線内は必須項目、ただしフォーマット、字体系ど厳格はなし) 分かりやすいこと

リフォーム用 【エコ住宅設備】	省エネ住宅ポイント用
<h2 style="margin: 0;">高断熱浴槽 性能証明書</h2>	
省エネ住宅ポイント型番	: OOXXXXXXXX
製品番号(シリアルNo)	: XXXXXXXXX
Sample	
1. 製品名	: OOシリーズ
2. 浴槽タイプ	: 浴室ユニット形
3. 浴槽サイズ	: 1200mm × 800mm
製造事業者: ▲▲株式会社	
・この性能証明書は、省エネ住宅ポイントの申請(リフォーム)にのみ必要となる書類であり、省エネ住宅ポイント申請期間内のみ有効です。 新築工事で高断熱浴槽を設置した場合は、省エネ住宅ポイントの対象となりません。	
・窓の断熱改修や外壁、屋根・天井、床の断熱改修と併せて高断熱浴槽を設置する場合、もしくは、エコ住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、断熱水栓)の内、3種類以上を設置する工事の場合は省エネ住宅ポイントの申請が可能です。	
この書類は省エネ住宅ポイント申請に必要な書類ですので大切に保管ください。	

⚠ 性能証明書は本制度のために定められたものです。
 《出荷証明書》、《製品証明書》、《品質証明書》などの書類では申請できません。
 ※性能証明書が発行されている場合でも、工事期間などポイントの発行に必要な要件を満たしていない場合は申請できません。

《太陽熱利用システムを申請》

F 太陽熱利用システムの性能証明書

原本

入手方法

製品に同梱

⚠ 同梱されていない場合は、メーカーに発行を依頼してください。

⚠ 製品型番、製品番号、製品名等が記載されたものを提出してください。

リフォーム用 【エコ住宅設備】	省エネ住宅ポイント用										
<p>性能証明書</p> <p>太陽熱利用システム</p>											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">製品型番</td> <td>●●●●●</td> </tr> <tr> <td>製品番号 (シリアル№)</td> <td>000000001</td> </tr> </table>	製品型番	●●●●●	製品番号 (シリアル№)	000000001						
製品型番	●●●●●										
製品番号 (シリアル№)	000000001										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 製品名</td> <td>たいようねつ1</td> </tr> <tr> <td>2 製品タイプ</td> <td>液体集熱式</td> </tr> <tr> <td>3 集熱器面積</td> <td>3.5㎡</td> </tr> <tr> <td>4 タンク容量</td> <td>200リットル</td> </tr> <tr> <td>5 補助熱源</td> <td>あり</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 2em; opacity: 0.5; margin-top: 20px;">Sample</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 事業者名 株式会社●●●● </p>		1 製品名	たいようねつ1	2 製品タイプ	液体集熱式	3 集熱器面積	3.5㎡	4 タンク容量	200リットル	5 補助熱源	あり
1 製品名	たいようねつ1										
2 製品タイプ	液体集熱式										
3 集熱器面積	3.5㎡										
4 タンク容量	200リットル										
5 補助熱源	あり										
<p>※この性能証明書は、省エネ住宅エコポイントの申請（リフォーム）にのみ必要となる書類であり、省エネ住宅ポイント申請期間内のみ有効です。</p> <p>※新築工事で高断熱浴槽を設置した場合は、省エネ住宅ポイントの対象となりません。</p> <p>※窓の断熱改修や外壁・屋根・天井・床の断熱改修と併せて高断熱浴槽を設置する場合、もしくは、エコ住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効給湯機、節湯水栓）の内、3種類以上を設置する工事の場合は省エネ住宅ポイントの申請が可能です。</p>											

⚠ 性能証明書は本制度のために定められたものです。
 《出荷証明書》、《製品証明書》、《品質証明書》などの書類では申請できません。
 ※性能証明書が発行されている場合でも、工事期間などポイントの発行に必要な要件を満たしていない場合は申請できません。

《外壁、屋根・天井又は床の断熱改修を申請》

E 断熱材の納品書または施工証明書

原本

入手方法

納品書

：断熱材の卸業者が元請事業者となる工事施工者へ断熱材を納品する際に添付されます。
※流過程で複数の卸業者が関わる場合は、最終的に元請事業者へ納品する卸業者が発行します。

施工証明書

：吹付・吹込により断熱改修を行う事業者が作成し、元請事業者に対して発行されます。

! ボード系・マット系断熱材の場合は、**納品書**を提出してください。
! 吹付系・吹込系断熱材の場合は、**施工証明書**を提出してください。

! 製品型番、断熱材区分、使用量(施工使用量)等が記載されたものを提出してください。

納品書

リフォーム用
【外壁、屋根・天井又は床の断熱改修】

断熱材(ボード系・マット系)

断熱材

平成 〇〇 年 〇月 〇日

納品書

納入会社名 株式会社〇〇〇
納入担当者名 〇〇

施工現場名 〇〇 〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A~F)	出荷量 (㎡)
〇〇株式会社	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	E	8.2

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が工務用住宅ポイントに登録している製品型番を記入ください。
※2 断熱材区分欄のA~Fに該当断熱係数[W/(m・K)]は、次のとおりです。
A:1 (0.053~0.057)、A-2 (0.050~0.046)、B (0.045~0.041)、C (0.040~0.035)
D (0.034~0.029)、E (0.028~0.023)、F (0.022以下)

施工証明書

リフォーム用
【外壁、屋根・天井又は床の断熱改修】

施工証明書(吹込み・吹付)

断熱材

平成 〇〇 年 〇月 〇日

施工現場名 〇〇 〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工現場名 〇〇 〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工現場名 〇〇 〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ※1	断熱材区分 ※2 (A~F)	施工量 (㎡)	施工使用量 (㎡)
〇〇株式会社	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	E	△△△	8.5

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が工務用住宅ポイントに登録している製品型番を記入ください。
※2 断熱材区分欄のA~Fに該当断熱係数[W/(m・K)]は、次のとおりです。
A:1 (0.053~0.057)、A-2 (0.050~0.046)、B (0.045~0.041)、C (0.040~0.035)
D (0.034~0.029)、E (0.028~0.023)、F (0.022以下)

! 納品書・施工証明書は本制度の申請に必要な項目が記載されているものに限ります。
《出荷証明書》、《製品証明書》、《品質証明書》などの書類では申請できません。
※納品書・施工証明書が発行されている場合でも、工事期間などポイントの発行に必要な要件を満たしていない場合は申請できません。

《節湯水栓を申請》

J▶ 節湯水栓の対象製品証明書

原本

J▶ 節湯水栓の納品書

コピー

入手方法

【対象製品証明書】工事施工者が発行
 ※対象製品証明書の「指定書式」は本制度ホームページよりダウンロードできます。
 【納品書】仕入先（メーカー・卸業者・販売店等）より入手

! 施工箇所、製品型番、メーカー名等が記載されたものを提出してください。

対象製品証明書

! 対象製品証明書は本制度のために定められたものです。《出荷証明書》、《製品証明書》、《品質証明書》などの書類では申請できません。
 ※対象製品証明書が発行されている場合でも、工事期間などポイントの発行に必要な要件を満たしていない場合は申請できません。

納品書

この欄に《納品確認書類》を貼付けたものを提出してください。
 ※必要要件の記載された納品を確認できる書類（送り状等）を貼付
 ※量販店にて購入して納品書とする場合は、領収書を貼付

! 納品書は納入した者（メーカー・卸業者・販売店等）が発行したものに限ります。

《高効率給湯機を申請》

高効率給湯機の対象製品証明書

原本

高効率給湯機の納品書

コピー

入手方法

【対象製品証明書】工事施工者が発行
 ※対象製品証明書の「指定書式」は本制度ホームページよりダウンロードできます。
 【納品書】仕入先(メーカー・卸業者・販売店等)より入手

! 給湯機の種類、製品型番、メーカー名等が記載されたものを提出してください。

対象製品証明書

! 対象製品証明書は本制度のために定められたものです。
 《出荷証明書》、《製品証明書》、《品質証明書》などの書類では申請できません。
 ※対象製品証明書が発行されている場合でも、工事期間などポイントの発行に必要な要件を満たしていない場合は申請できません。

納品書(エコキュート専用)

この欄に《保証書のコピー》を貼付けたものを提出してください。
 ※型番・お客様情報・販売店情報が見えるように貼付
 ※保証書の該当する型番部分を丸で括ってあるもの

この欄に《所有者票のハガキ表面(型式や製造事業者名等の記載面)のコピー》
 又は《本体銘版の写真》を貼付けたものを提出してください。

納品書(エコキュート以外)

! 納品書は納入した者(メーカー・卸業者・販売店等)が発行したものに限りです。

振込口座が確認できる通帳等

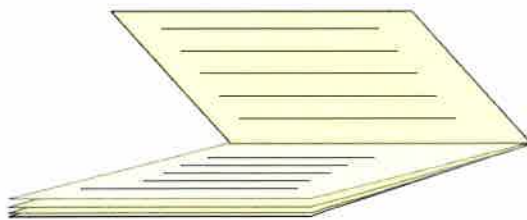
コピー

入手方法 振込先となる契約事業者の口座の通帳等を用意

! 即時交換の申請が2回目以降となる事業者の場合は提出不要です。

! 指定した口座情報が確認できる面をコピーしてください。

! 契約事業者の法人名義の口座のみ指定することができます。
 ※代表者や社員の個人名義の口座は指定できません。
 ただし、個人事業主の場合は、個人名義の口座を指定できます。



普通預金			《普通預金》をご利用いただきありがとうございます。	
お名前				
カブシキガイヤジヨリカクムテン				
店番号	口座番号	通帳限度額(円)	通帳限度額の変更記録	
000	0000000		変更日	金額
株式会社住宅銀行				印
お取引店				
霞ヶ関支店				
電話 00-0000-0000				
通帳のご利用について				
●.....				
●.....				
●.....				
通帳に関して留意いただきたい点				
●.....				
●.....				
●.....				

※ネットバンキング等で通帳がない場合は口座情報がわかるキャッシュカードや利用明細のコピーを添付してください。

即時交換工事の工事写真

入手方法 即時交換工事後に撮影

写真の内容

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 即時交換工事の内容が分かるように撮影されたもの

【写真の提出方法】

L版(89×127mm)程度の大きさとで現像またはプリントアウトし、A4サイズの台紙にはがれないように貼ってください。

◆ 台紙には**《申請者氏名》《工事内容》**を記入してください。

※台紙に指定はありませんが、本制度のホームページより台紙の参考書式をダウンロードできます。

【提出イメージ】



節水型トイレ

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 対象製品が取り付けられていることが分かるように撮影されたもの
- 【戸別申請】: 1枚で可
- 【一括申請】: 設置箇所ごとに1枚ずつ撮影

節湯水栓

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 対象製品が取り付けられていることが分かるように撮影されたもの
- 【戸別申請】: 1枚で可
- 【一括申請】: 設置箇所ごとに1枚ずつ撮影

バリアフリー改修

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ バリアフリー改修を行った箇所が分かるように撮影されたもの
- ◆ バリアフリー改修を行った箇所ごとに1枚ずつ撮影

耐震改修

- ◆ **工事中** に撮影されたもの
- ◆ 耐震改修していることが分かるように撮影されたもの
 - 例) 戸建住宅の場合: 筋交いの設置、構造用合板の設置、筋交い端部の接合金物の設置、基礎の増し打ち、水平構面の補強、屋根の軽量化 等
 - 共同住宅等の場合: 鉄骨プレースの設置、RCの増設、柱への鉄板巻き付け 等
- ◆ 1枚で可

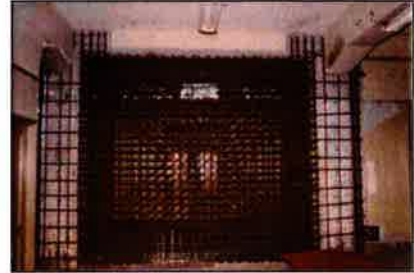
▼筋交いの設置



▼屋根の軽量化



▼RC壁の増設



サンプル写真提供: 財団法人 日本建築防災協会

すべての工事を箇所ごとに撮影した 工事写真

入手方法 リフォーム箇所の工事中もしくは工事後に撮影

リフォーム箇所ごとの写真の内容

窓の断熱改修

（内窓設置・外窓交換・ガラス交換）

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 断熱改修を行った窓ごとに当該窓の全体が分かるように撮影されたもの
- ◆ 断熱改修を行った窓ごとに1枚ずつ撮影

※1つの窓で内窓設置・ガラス交換を行う等、複数のリフォームをした場合は写真を分ける必要はありません。ただし、1つの開口部では1つの工事のみがポイント発行対象となります。

※複数枚のガラスで構成される1つの窓についてガラス交換を行う場合、交換したガラスがすべて写っていれば写真は1枚でかまいません。

外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

- ◆ **工事中** に撮影されたもの
- ◆ 断熱改修を施工をしていることが分かるように撮影されたもの
- ◆ 断熱改修を行った外壁・屋根・天井又は床ごとに1枚ずつ撮影

※特に吹付・吹込系の断熱材を使用する場合など元請事業者と別の事業者が施工する場合は、工事中に写真を撮ることを徹底してください。

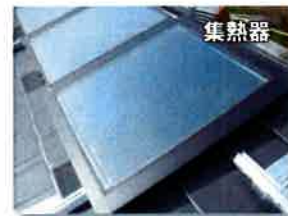
太陽熱利用システム

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 集熱器※が取り付けられていることと集熱器の全体が分かるように撮影されたもの

【戸別申請】: 1枚で可

【一括申請】: 設置したすべての集熱器が確認できる枚数を撮影(枚数不問)

※集熱器とは、太陽熱を集めるための装置で、通常屋根に設置されています。



高断熱浴槽

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 対象製品が浴室内に取り付けられていることが分かるように撮影されたもの

【戸別申請】: 1枚で可

【一括申請】: 設置箇所ごとに1枚ずつ撮影

高効率給湯機

- ◆ **工事後** に撮影されたもの
- ◆ 対象製品が取り付けられていることが分かるように撮影されたもの

【戸別申請】: 1枚で可

【一括申請】: 設置箇所ごとに1枚ずつ撮影

【写真の提出方法】

L版(89×127mm)程度の大きさと現像またはプリントアウトし、
A4サイズの台紙にはがれないように貼ってください。

◆台紙には《申請者氏名》《工事内容》を記入してください。

※台紙に指定はありませんが、本制度のホームページより台紙の参考書式をダウンロードできます。

※写真が3枚以上の場合は必要枚数分の台紙を使用してください。

※工事内容や工事部位ごとに台紙を分ける必要はありません。

提出イメージ

